

監査報告書

令和5年5月11日

社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会
会長 小石 正明 様

監事 松 隈 俊 久



監事 佐 藤 純 雄



社会福祉法人鳥栖市社会福祉協議会定款第20条の規定による令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度の理事の職務の執行及び財政状況につきまして、監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、社会生活での孤立防止の一環として、ひきこもり支援事業や心配ごとの総合相談としてのアウトリーチ事業及びフードバンク事業の継続さらに既存の福祉事業の推進等、報告のとおりである。
- 市内での災害発生の備えとして「鳥栖市ボランティアセンター」が開設され、各関係機関と連絡し支援強化されている。
- 老朽化した社会福社会館広場の遊具について、企業の寄附により完成し、児童の健全な育成が実施されている。
- 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況等全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。